

別紙様式

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、児童を守り育てます。
- 2 私たちは、法規・法令を遵守します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、保護者・地域から信頼される学校作りに努めます。

不祥事根絶のための行動計画

尾道市立西藤小学校
作成責任者 校長 小川 咲子

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○服務研修は、年間を通して計画的に行っているが、「誰でも過ちを侵し得る」という当事者意識をもつために、更なる研修の充実を図り、日常の行動に結びつける必要がある。	○服務研修では当事者意識をもつためのより実践的な研修を実施する。 ○ヒヤリハット事案を共有しながら、教職員一人一人の規範意識の高揚・徹底を図る。	○類型ごとの留意点も理解できるような参加型・体験型の校内研修を行う。 ○日々の会話の中で、不祥事につながる日常の行動等を出し合い、改善策を共有する。	○学期に1回、服務研修についてのアンケート調査を行う。 ○毎月の不祥事防止委員会で、研修内容を点検する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○定期的に不祥事防止委員会を開催する。 ○不祥事を許さない職場環境づくりを継続して進めていく必要がある。 ○情報の共有化を更に推進する必要がある。	○管理職からの指導助言に基づき、教職員同士のコミュニケーションをさらに促進し、組織で仕事を進めることができるようにする。 ○教職員同士が互いに声かけをし、不祥事の未然防止ができるようにする。整理整頓を心がける。	○学年部や分掌会議等で互いの仕事の進捗状況を確認し、特定の者に負担がかからないようチームでサポートする体制をつくる。 ○教職員同士が声をかけ合い、何でも相談できる風通しの良い職員集団をつくる。また、常に整理整頓を管理職が率先して行うことにより、範を示す。	○月1回の学校経営会議、分掌会議で情報交換を行い、状況を把握する。 ○お互いの日常の声掛けと共に、毎月の不祥事防止委員会で状況を把握する。
相談体制の充実	○「性暴力・セクハラ・パワハラ・体罰に関する通報・相談窓口」についての一層の周知、活用のしやすさなど、更に認知度を高める必要がある。 (スクールカウンセラーの相談件数が少なく、認知度も低い。)	○「性暴力・セクハラ・パワハラ・体罰に関する通報・相談窓口」の周知を繰り返し、徹底する。 ○スクールカウンセラー来校に関する周知を繰り返し行い、「傾聴・質問・支援」を基盤とした相談しやすい体制を構築し、相談者への説明責任を果たす。	○毎学期始め、スクールカウンセラー便りを発行し、認知度を増していくと共に、校舎内全ての教室に相談窓口のポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○児童・保護者を対象に定期的にアンケートを実施する。	○学期末に児童、保護者及び本校教職員を対象に行ったアンケートを集約・分析し、改善策を立てる。 ○年2回、児童及び保護者を対象にアンケートを実施する。

